

横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 財資経第 361 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 財資経第 382 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市資産活用基本方針（平成 22 年 3 月制定）に基づき資産の有効活用として実施される事業提案型の公募事業（各区局が実施する事業に伴うもので、当該事業にかかる専門的な判断を要するものを除くことができる。）に関し、事業予定者及びこれに準ずるもの（以下「事業予定者等」という。）の選定について市長から諮問を受けた場合に、事業提案の内容を審査しその結果を市長に答申する。

- 2 委員会は、前項の審議に当たり、必要な審査項目を定めることができる。
- 3 委員会は、市長から意見を求められたときは、事業予定者等が事業者となった後に作成する事業計画書（以下「事業計画書」という。）及び第 1 項に規定する公募事業に関わる事項に対する意見を述べるものとする。
- 4 委員会は、前項のほか、事業計画書に基づく事業実施状況について、市長から意見を求められたときは、当該事項に対する意見を述べるものとする。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 弁護士
 - (2) 公認会計士・税理士
 - (3) 建築関係者
 - (4) 都市計画、地域まちづくり関係者
 - (5) 金融関係者
 - (6) 産業政策、企業誘致関係者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、第2条の事項を審議させるため必要があるときは、その目的に応じて臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第1項の事項に関する当該事業の事業予定者等を選定したときは、解任されたものとする。

(除斥)

第5条 委員及び臨時委員は、事業の応募者との間に利害関係を有する場合は、当該事業の事業予定者等の選定に関する審議に参加することができない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議を非公開とするときは、委員の承諾を必要とする。

3 委員長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣告するものとする。

4 会議を非公開とする場合において、会議に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会議場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者

の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進課 企画担当（資産経営）において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。